

**第3期**  
**ニセコ町子ども・子育て支援事業計画**

**骨子案**

**令和6(2024)年11月**

**ニセコ町**

## 目次

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>        | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の背景と趣旨 .....                | 1         |
| 2. 計画の位置づけ .....                   | 1         |
| 3. 計画の期間 .....                     | 2         |
| 4. 計画の策定体制 .....                   | 2         |
| <b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題 .....</b> | <b>3</b>  |
| 1. 人口・世帯の動向 .....                  | 3         |
| 2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の状況 .....  | 8         |
| 3. ニーズ調査の結果概要 .....                | 10        |
| 4. 子ども・子育て支援の課題 .....              | 10        |
| <b>第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開 .....</b>  | <b>11</b> |
| 1. 基本理念 .....                      | 11        |
| 2. 基本的な視点 .....                    | 11        |
| 3. 基本目標と主な施策 .....                 | 11        |
| <b>第4章 子ども・子育て支援事業の推進 .....</b>    | <b>12</b> |
| 1. 教育・保育提供区域の設定 .....              | 12        |
| 2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策 .....        | 13        |
| 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....  | 15        |
| <b>第5章 計画の推進 .....</b>             | <b>22</b> |
| 1. 計画の推進体制 .....                   | 22        |
| 2. 進捗状況の管理 .....                   | 22        |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

ニセコ町では、「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」という基本理念のもと、「ニセコ町子ども子育て支援事業計画」を平成27(2015)年から2期にわたって策定しました。

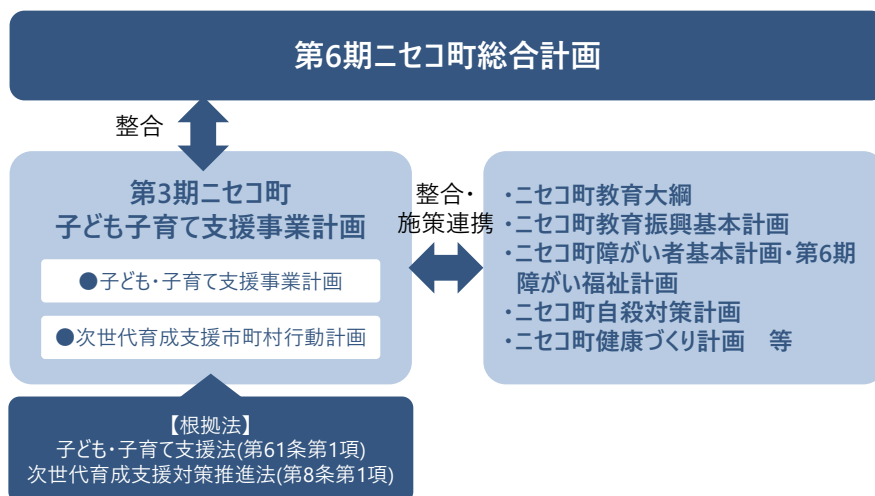
国では、平成24(2012)年に「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年から幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が導入されて以降、10年が経過しました。その間、ニセコ町を取り巻く子育て環境は変化し、出生数の減少や核家族化の進展、女性の就業率向上による共働き世帯の増加などにより、地域全体で子育てを支えるまちづくりが必要となっています。

第2期計画が令和6(2024)年度に終了することから、これまでの取組と課題、子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえて「第3期ニセコ町子ども子育て支援事業計画」を策定することとしました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、及び次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものです。

計画策定にあたっては、ニセコ町の最上位計画である「ニセコ町総合計画」や関連する他計画との整合性を図りながら策定します。



### 3. 計画の期間

計画期間は、令和 7 (2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間とします。本計画は、社会情勢の変化や法制度の変更等に対応するため、必要に応じて検討・見直しを行うこととします。

| (年度)              |                |                |                |                |                   |                |                |                 |                 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 令和 2<br>(2020)    | 令和 3<br>(2021) | 令和 4<br>(2022) | 令和 5<br>(2023) | 令和 6<br>(2024) | 令和 7<br>(2025)    | 令和 8<br>(2026) | 令和 9<br>(2027) | 令和 10<br>(2028) | 令和 11<br>(2029) |
| 第 2 期子ども子育て支援事業計画 |                |                |                |                |                   |                |                |                 |                 |
|                   |                |                |                |                | 第 3 期子ども子育て支援事業計画 |                |                |                 |                 |

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 子ども子育て会議の実施

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成される「ニセコ町子ども子育て会議」を設置し、委員からの意見や議論等を踏まえて策定します。

#### (2) ニーズ調査の実施

就学前児童及び小学生児童がいる世帯を対象に保育等の利用状況や利用意向などを把握することを目的として、令和 6(2024)年 1 月にニーズ調査を実施しました。

| 項目      | 就学前児童のいる世帯                                                       | 小学生児童のいる世帯           |
|---------|------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 対象者※    | 就学前児童(0～6 歳児)のいる<br>ニセコ町の全世帯                                     | 小学生児童のいる<br>ニセコ町の全世帯 |
| 調査期間    | 令和 6(2024)年 1 月 18 日～3 月 1 日<br>(当初回答期限：令和 6(2024)年 2 月 9 日より延長) |                      |
| 調査方法    | 調査票は Web(Google フォーム)にて作成し、<br>QR コードをはがきに印刷して配布、Web にて回収        |                      |
| 対象数     | 186 件                                                            | 232 件                |
| 有効回収数・率 | 92 件 (49.5%)                                                     | 91 件 (39.2%)         |

※住民基本台帳（令和 6(2024)年 1 月 17 日時点）により抽出

#### (3) パブリックコメントの実施

本計画案をニセコ町ホームページで公開し、広く町民から意見を収集し、その意見を精査しながら本計画に反映します。

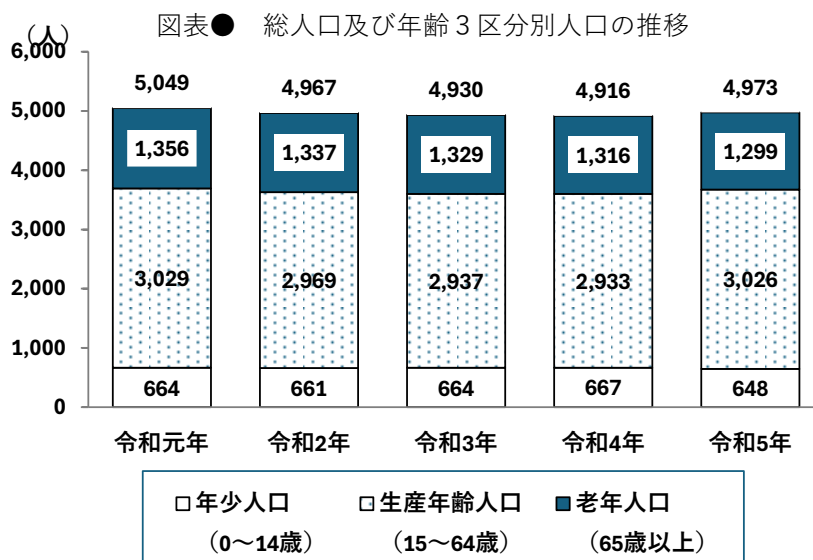
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1. 人口・世帯の動向

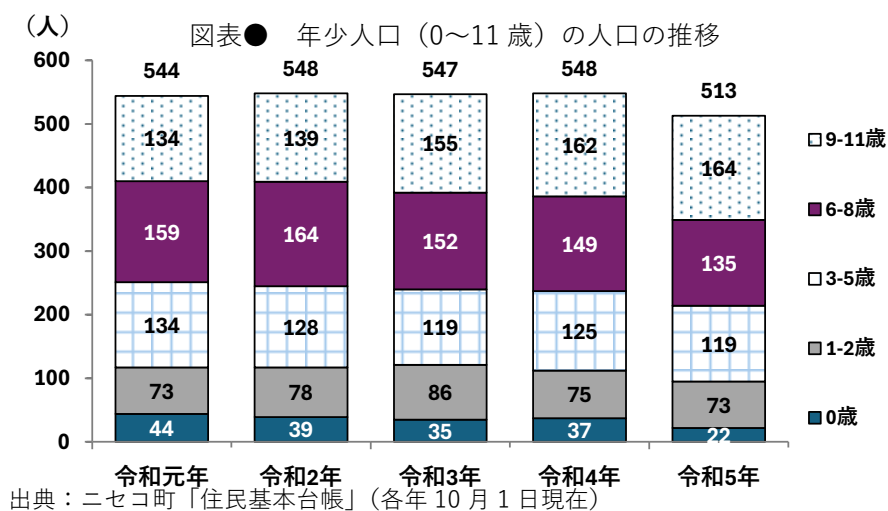
#### (1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向となっていました。令和5(2023)年は増加に転じ、4,973人となっています。年齢3区分別にみると、全体に占める各年齢区分の割合は大きく変わっていませんが、令和5(2023)年度の年少人口は648人と令和元(2019)年以降の5年間で最も少なくなっています。

また、年少人口のうち、0～11歳までの人口の推移をみると、「9～11歳」は増加傾向にあります。それ以外の年齢区分は減少傾向にあります。



出典：ニセコ町「住民基本台帳」(各年10月1日現在)

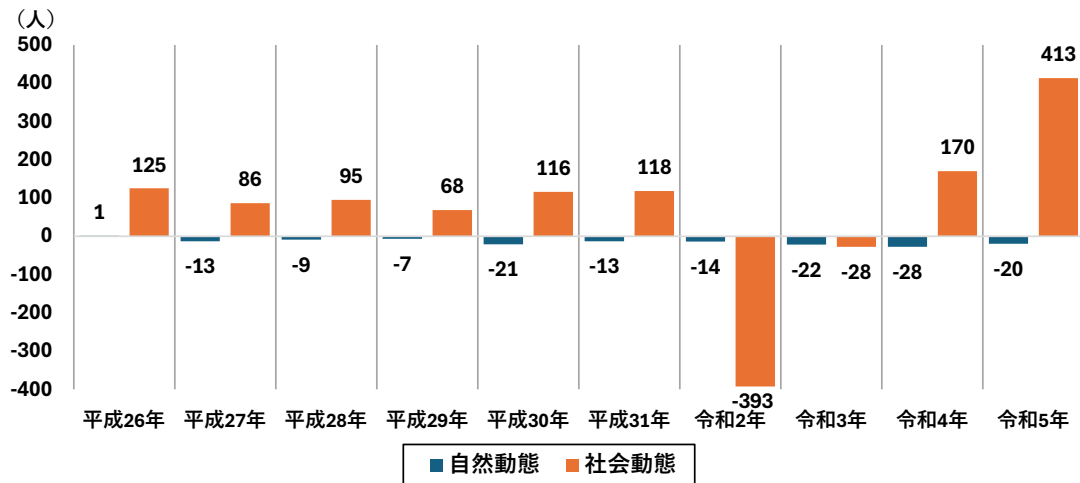


## (2) 人口動態

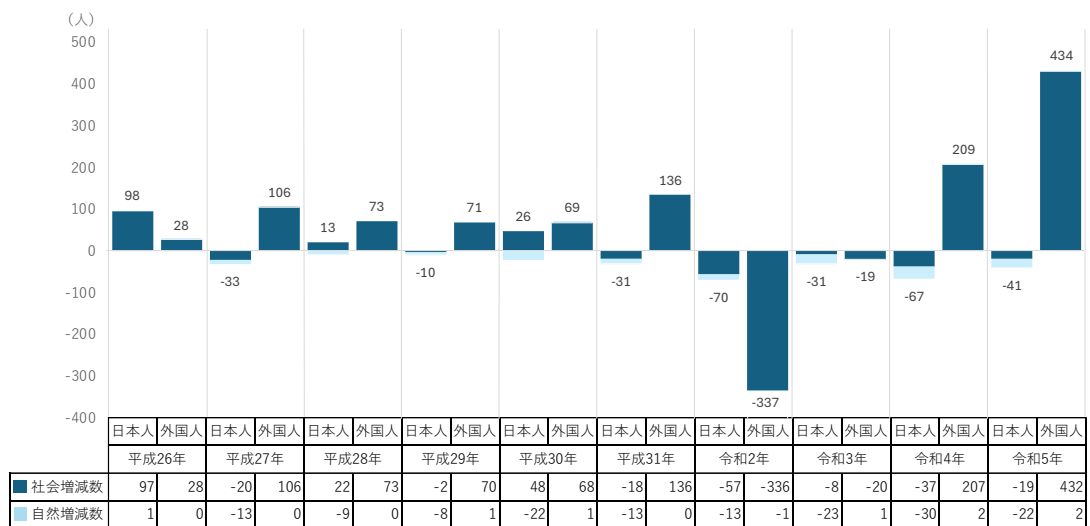
自然動態の推移をみると、平成 27(2015)年以降減少傾向にあります。

社会動態の推移をみると、増減を繰り返しながら、令和 4(2022)年以降増加傾向にあります。令和 2(2020)年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で転出した外国人住民が、令和 4(2022)年以降戻りつつあることが要因と思われます。

図表● 自然動態・社会動態の推移



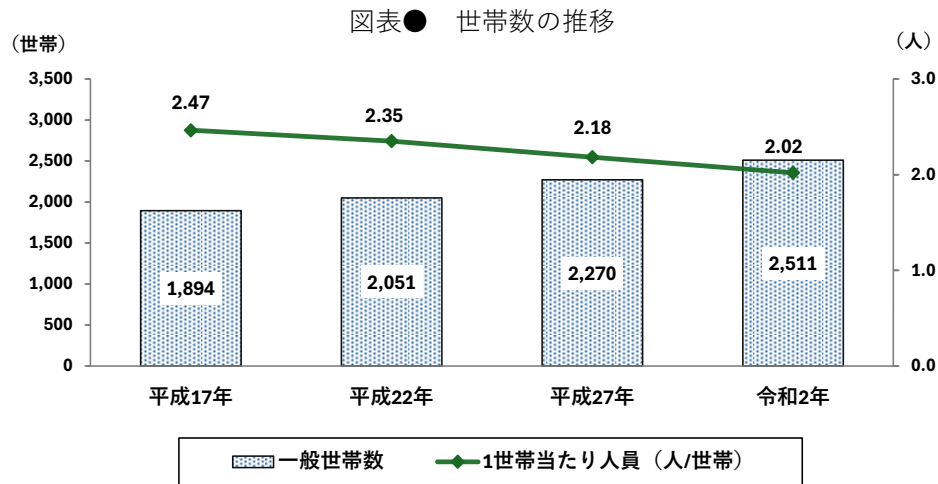
図表● 自然動態・社会動態の推移 (国籍別)



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

### (3) 世帯の状況

世帯数は平成 17(2005)年以降増加傾向となっており、令和 2(2020)年には 2,511 世帯と、25 年前と比較し 617 世帯増加となっています。1 世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行していると推測されます。



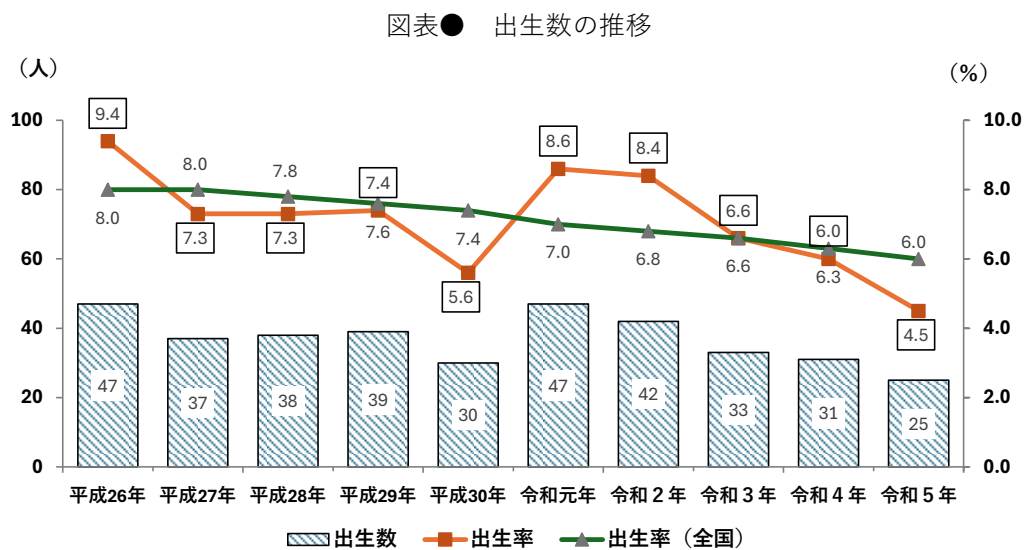
出典：総務省統計局「国勢調査（令和 2 年）」

### (4) 出生の状況

出生数は、平成 26(2014)年以降減少傾向となり、令和元(2019)年増加に転じたものの、翌年以降再び減少し、令和 5(2023)年の出生数は 25 人となっています。

出生率※は、平成 26(2014)年、及び令和元(2019)年、令和 2(2020)年に全国平均よりも高い傾向にあったものの、それ以外は全国平均よりも低い傾向で推移しています。

※出生率は、ニセコ町の人口 1,000 人あたりの出生数



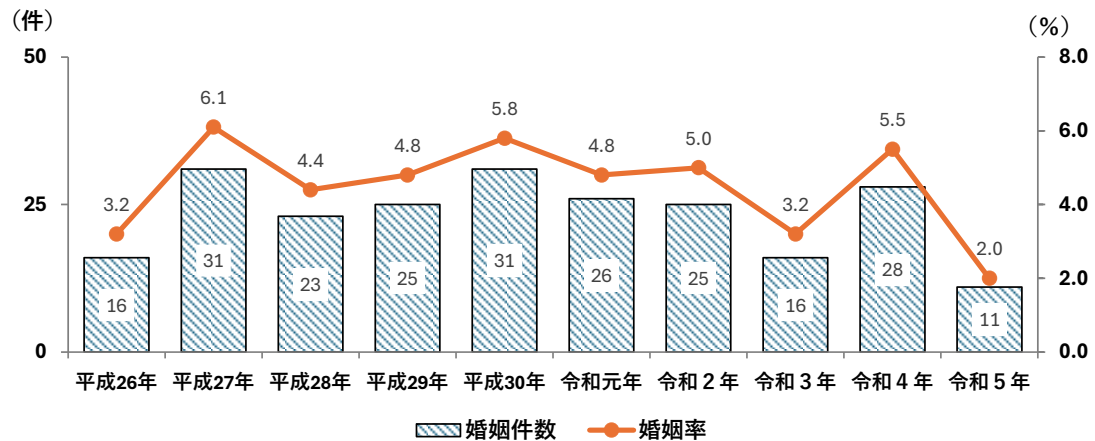
出典：厚生労働省「人口動態調査」

## （５）婚姻・離婚の状況

婚姻件数及び婚姻率は、平成 27(2015)年以降減少傾向にあり、増減を繰り返しながら、令和 5(2023)年の婚姻件数は 11 件と、過去 10 年間で最も少ない件数となっています。

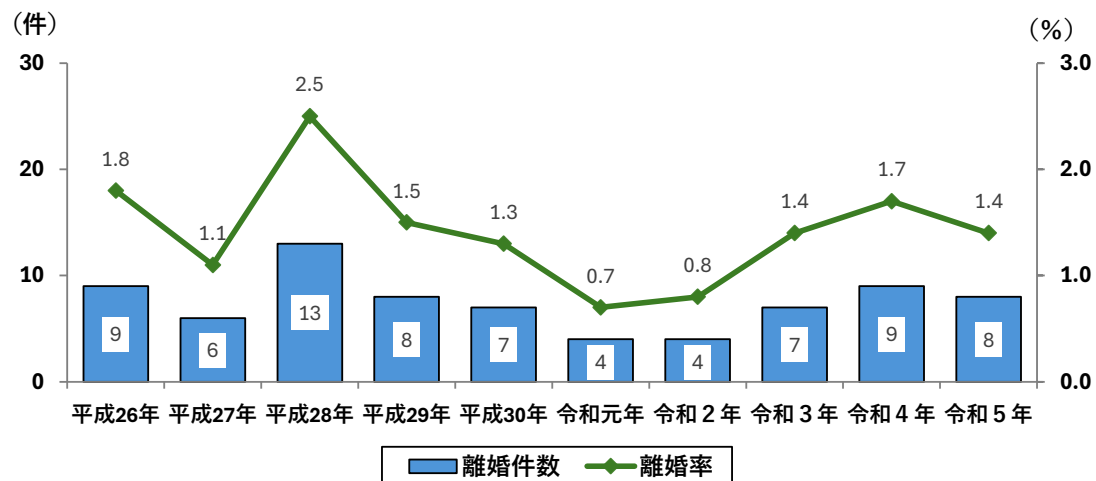
離婚件数及び離婚率は、平成 28(2016)年以降減少傾向にありましたが、令和 2(2020)年に増加に転じ、令和 5(2023)年は再び減少して 8 件となっています。

図表● 婚姻件数及び婚姻率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

図表● 離婚件数及び離婚率の推移

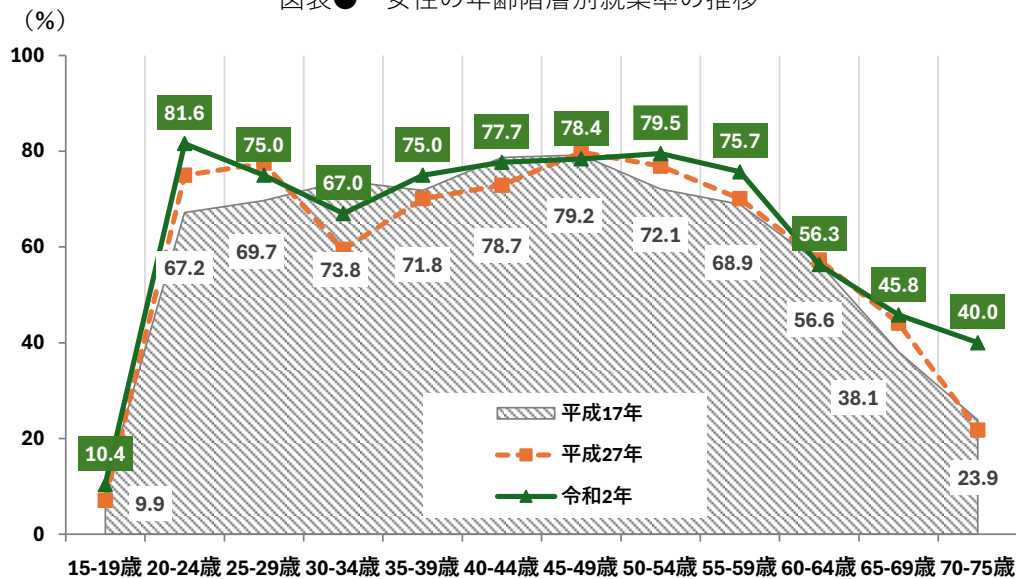


出典：厚生労働省「人口動態調査」

## (6) 就労の状況

ニセコ町の女性の就業率を年齢階層別にみると、30歳代で就業率が低下するM字型となっています。平成27(2015)年と令和2(2020)年と比較すると、ほぼすべての年齢階層で増加傾向にあります。また、子育て世代の祖父母世帯にあたる50歳代以降をみると、特に70～75歳代の女性の就業率が平成27(2015)年と令和2(2020)年と比較し約2倍となっており、祖父母世帯が働いているため、子育て世代が身近な親族に子どもを預けにくい状況にあると推測されます。

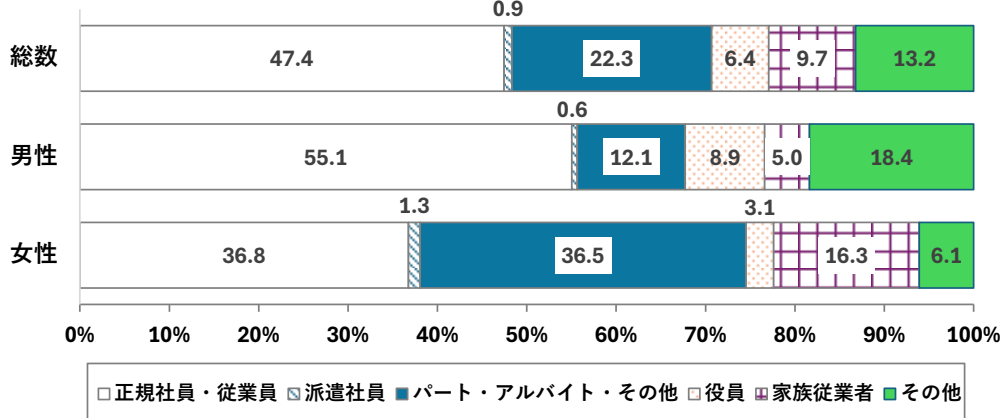
図表● 女性の年齢階層別就業率の推移



出典：総務省統計局「国勢調査（令和2年）」

就業者の従業上の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が約5割を占めています。女性は「正規社員・従業員」が36.8%、次いで「パート・アルバイト・その他」が36.5%、「家族従業者」が16.3%となっています。

図表● 従業上の地位別従業者数の割合



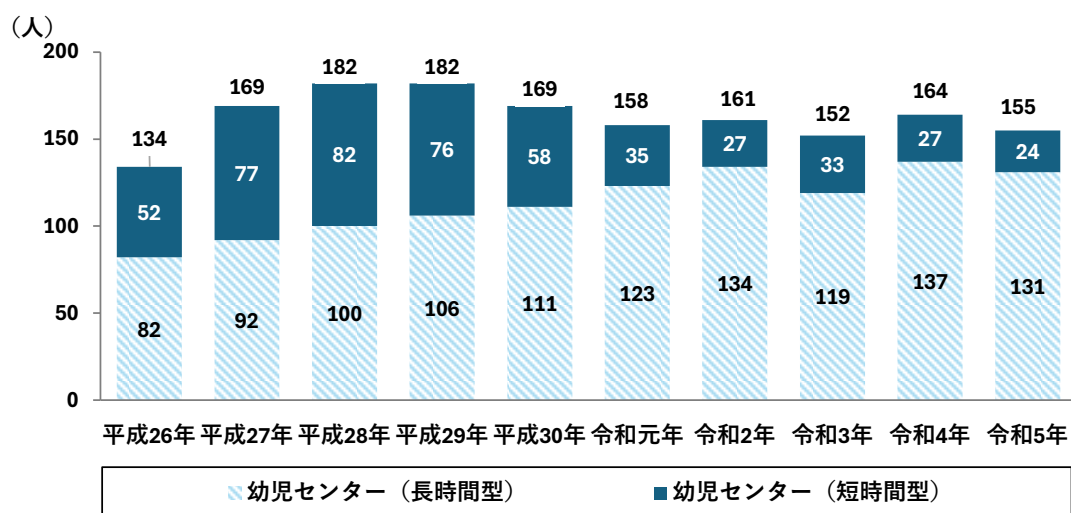
出典：総務省統計局「国勢調査（令和2年）」

## 2. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の状況

### (1) 教育・保育事業の状況

幼児センター（短時間型）の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5(2023)年は24人となっています。一方、幼児センター（長時間型）の状況をみると、利用児童数は増加傾向にあり、令和5(2023)年は131人となっています。令和元(2019)年以降、幼児センター（短時間型）の利用者数が減少している要因としては、令和元(2019)年10月より実施された幼児教育・保育の無償化により、短時間型から長時間型に移行する利用児童が増えたためと思われます。

図表● 幼児センター（短時間型）及び幼児センター（長時間型）の利用児童数の推移



## (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て事業計画の法定 10 事業の実施状況については、以下のとおりです。

| 区分                              |        | 単位 | 令和元年              | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 |
|---------------------------------|--------|----|-------------------|------|------|------|------|
| (1)時間外保育事業（延長保育・休日保育）           |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            |        | 人  | 1                 | 12   | 6    | 7    | 11   |
| (2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）  |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            | 1年生    | 人  | 21                | 20   | 27   | 23   | 28   |
|                                 | 2年生    |    | 31                | 19   | 20   | 30   | 23   |
|                                 | 3年生    |    | 21                | 28   | 11   | 13   | 21   |
|                                 | 4年生    |    | 0                 | 4    | 13   | 8    | 10   |
|                                 | 5年生    |    | 0                 | 0    | 2    | 7    | 3    |
|                                 | 6年生    |    | 0                 | 0    | 0    | 1    | 1    |
|                                 | 合計     |    | 73                | 71   | 73   | 82   | 86   |
| (3)子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            |        | 人日 | -                 | -    | -    | 0    | 0    |
| (4)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）      |        |    |                   |      |      |      |      |
| 訪問者数                            |        | 人  | 51                | 40   | 35   | 33   | 21   |
| (5)養育支援訪問事業                     |        |    |                   |      |      |      |      |
| 訪問者数                            |        | 人  | 6                 | 2    | 5    | 6    | 7    |
| (6)地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）     |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            |        | 人日 | 3954              | 1706 | 2275 | 2146 | 1998 |
| 施設数                             |        | カ所 | 1                 | 1    | 1    | 1    | 1    |
| (7)一時預かり事業                      |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            | 幼稚園型   | 人日 | 615               | 383  | 528  | 312  | 195  |
|                                 | 幼稚園型以外 |    | 899               | 750  | 1035 | 978  | 849  |
| (8)病児保育事業（病後児保育）                |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            |        | 人日 | 町の事業としては現状実施していない |      |      |      |      |
| (9)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） |        |    |                   |      |      |      |      |
| 利用者数                            |        | 人日 | -                 | -    | -    | 48   | 66   |
| (10)妊婦健康診査                      |        |    |                   |      |      |      |      |
| 実施回数                            |        | 回  | 508               | 436  | 408  | 336  | 260  |

### 3. ニーズ調査の結果概要

★令和 6(2024)年 1 月に実施したニーズ調査の結果を一部抜粋して掲載

### 4. 子ども・子育て支援の課題

○ニセコ町の総人口は減少、子どもの人口も微減。

○約 8 割の家庭が共働きで、近居の祖父母がおらず、父母両方で子育てを行っている。

○子育て世代の祖父母世帯にあたる 50 歳代以降の女性就業率が増加。特に 70～75 歳代の女性の就業率が平成 27(2015)年と令和 2(2020)年を比較し約 2 倍となっている。祖父母世帯が働いているため、子育て世代が身近な親族に子どもを預けにくい状況にあると推測される。

○休日保育や一時保育事業といった母子分離の保育への要望が多い。

○サービス業に従事する両親が多く、土日祝・長期休暇の学童保育の希望者の割合が高い。

○育休制度を取得した割合が父親 1 割、母親 5 割と低い。

○子育てに関する要望としては、子どもの遊び場や居場所の充実を望む声が多い。

## 第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開

### 1. 基本理念

「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」

### 2. 基本的な視点

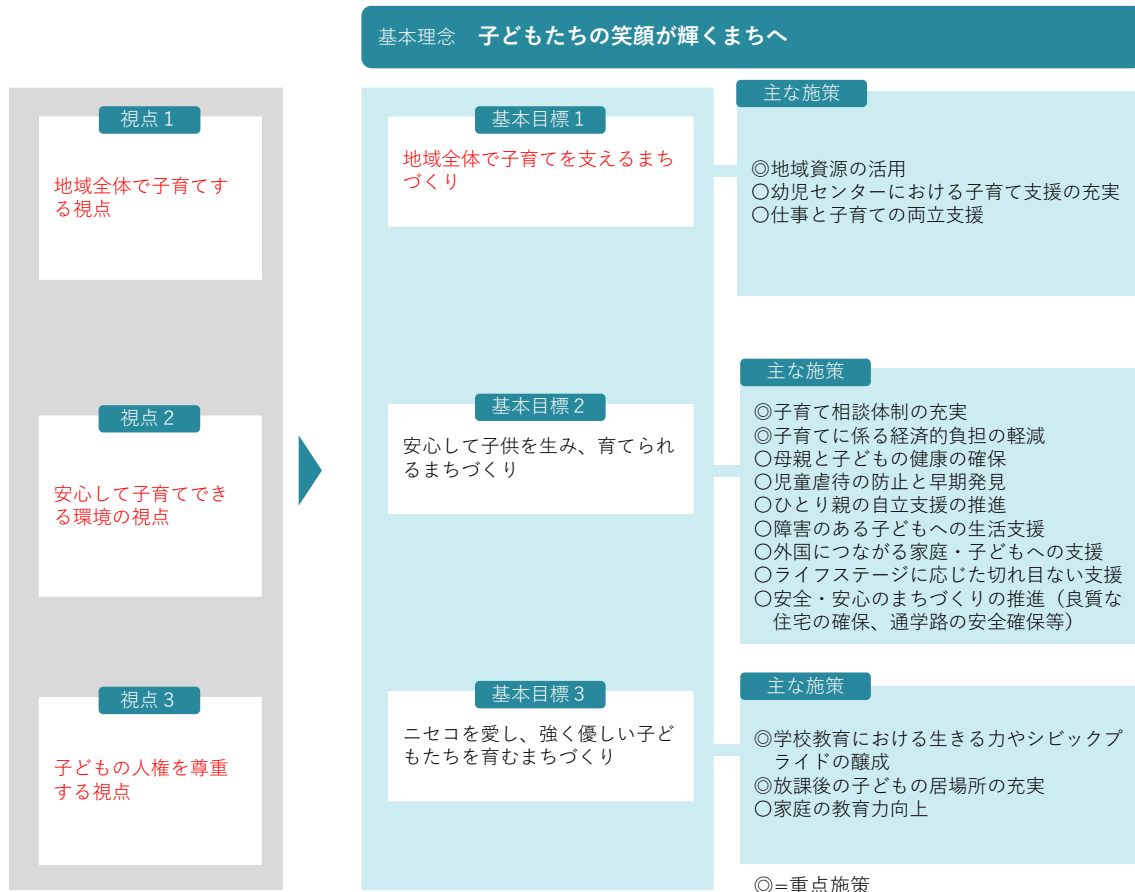
(1) 地域全体で子育てする視点

(2) 安心して子育てできる環境

(3) 子どもの人権を尊重する視点

資料 2

### 3. 基本目標と主な施策



## 第4章 子ども・子育て支援事業の推進

### 1. 教育・保育提供区域の設定

#### (1) ニセコ町における教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を策定することとなっています。

本計画においては、ニセコ町全域を1つの提供区域とします。

#### (2) 児童人口の推計について

計画期間（令和7(2025)年度～令和11(2029)年度）までの子どもの数の推計結果は、次のとおりです。

本計画では、住民基本台帳の過去5年（各年10月1日）の年齢別・男女別人口を基にコーホート変化率法※を用いて各年度の児童数を推計し、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み量を算出します。

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人の集団）について、過去における実績人口から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

| 年齢  | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027) | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) |
|-----|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 0歳  | 31              | 32              | 36              | 36               | 38               |
| 1歳  | 23              | 31              | 32              | 36               | 36               |
| 2歳  | 27              | 21              | 28              | 29               | 33               |
| 3歳  | 35              | 29              | 23              | 31               | 32               |
| 4歳  | 33              | 35              | 29              | 23               | 30               |
| 5歳  | 42              | 34              | 36              | 30               | 24               |
| 小計  | 191             | 182             | 184             | 185              | 193              |
| 6歳  | 44              | 45              | 37              | 39               | 33               |
| 7歳  | 45              | 46              | 47              | 39               | 41               |
| 8歳  | 44              | 45              | 46              | 47               | 39               |
| 9歳  | 48              | 44              | 45              | 46               | 47               |
| 10歳 | 52              | 48              | 44              | 45               | 46               |
| 11歳 | 46              | 53              | 49              | 45               | 46               |
| 小計  | 279             | 281             | 268             | 261              | 252              |
| 計   | 470             | 463             | 452             | 446              | 445              |

## 2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業について、教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、推計児童数を踏まえて、以下のとおり認定区分ごとに量の見込み及び確保方策を定めます。

| 認定区分 | 年齢   | 保育の必要性   | 提供施設           |
|------|------|----------|----------------|
| 1号   | 3～5歳 | 幼児期の学校教育 | 幼児センター（短時間型保育） |
| 2号   | 3～5歳 | 保育の必要性あり | 幼児センター（長時間型保育） |
| 3号   | 0歳   |          | 幼児センター（長時間型保育） |
|      | 1歳   |          |                |
|      | 2歳   |          |                |

### （1）1号認定

1号認定は、満3歳以上で就学前の教育を希望する子どもを対象に、幼児教育を提供します。

#### 【量の見込み・確保方策】

令和7(2025)年度以降、満3歳以上の児童数が減少すると見込まれており、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

| 1号認定（3歳以上） | 単位 | 実績値 |    |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|-----|----|----|----|----|----|-----|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |     | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  |     | 28 | 23 | 28 | 24 | 28 |     | 25         | 22 | 20 | 19  | 19  |
| ②実績または確保方策 |    | 35  | 27 | 33 | 27 | 24 | 28 |     | 25         | 22 | 20 | 19  | 19  |
| 過不足（②-①）   |    |     | -1 | 10 | -1 | 0  | 0  |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### （2）2号認定

2号認定は、満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、定期的な保育を提供します。

#### 【量の見込み・確保方策】

令和7(2025)年度は一時的に必要な量の増加が見込まれることから、幼児センター（短時間型保育）への移行等により、地域のニーズに対応した調整を行います。令和8(2026)年度以降は、新たに拡充せず現状で対応可能と考えます。

| 2号認定（3歳以上） | 単位 | 実績値 |    |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|-----|----|----|----|----|----|-----|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |     | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  |     | 86 | 83 | 86 | 86 | 89 |     | 94         | 84 | 75 | 72  | 74  |
| ②実績または確保方策 |    | 76  | 88 | 74 | 92 | 87 | 88 |     | 94         | 84 | 75 | 72  | 74  |
| 過不足（②-①）   |    |     | 2  | -9 | 6  | 1  | -1 |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### (3) 3号認定

3号認定は、保育の必要性があると認定された0歳、1歳、2歳が対象となります。

#### 【量の見込み・確保方策】

令和7(2025)年度以降、0歳～2歳児の増加が見込まれることから、幼児センター（短時間型保育）内で人数調整するなど、受け入れ可能な体制を整えます。

| 3号認定（0歳）   | 単位 | 実績値              |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|------------------|----|----|----|----|-----|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1               | R2 | R3 | R4 | R5 | R6  | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  |                  | 7  | 7  | 7  | 7  | 7   | 6          | 6  | 7  | 7   | 7   |
| ②実績または確保方策 |    | 7                | 7  | 5  | 5  | 7  | 7   | 6          | 6  | 7  | 7   | 7   |
| 過不足（②-①）   |    |                  | 0  | -2 | -2 | 0  | 0   | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 3号認定（1歳）   | 単位 | 実績値              |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|            |    | R1               | R2 | R3 | R4 | R5 | R6  | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  | 第2期計画は1・2歳分けずに算出 |    |    |    |    |     | 14         | 20 | 20 | 23  | 24  |
| ②実績または確保方策 |    | 16               | 16 | 16 | 16 | 19 |     | 14         | 20 | 20 | 23  | 24  |
| 過不足（②-①）   |    |                  |    |    |    |    |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 3号認定（2歳）   | 単位 | 実績値              |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|            |    | R1               | R2 | R3 | R4 | R5 | R6  | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  | 第2期計画は1・2歳分けずに算出 |    |    |    |    |     | 15         | 12 | 16 | 16  | 16  |
| ②実績または確保方策 |    | 24               | 23 | 24 | 24 | 18 |     | 15         | 12 | 16 | 16  | 16  |
| 過不足（②-①）   |    |                  |    |    |    |    |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業について、地域子ども・子育て支援事業の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望、推計児童数を踏まえて、以下（１）～（１９）のとおり事業ごとに量の見込み及び確保方策を定めます。

#### （１）利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整や協働の体制づくりなどを行う事業です。

##### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、利用者支援事業としては実施せず、町保健福祉課の保健師・職員や幼児センターの職員等が保護者からの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行っています。

#### （２）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

時間外保育事業は、保護者の就労状況等により、通常の保育時間（８時半～１６時半）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）事業です。

##### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、ニセコ町地域子育て支援センター「おひさま」で休日保育を実施しています。量の見込みよりも利用実績は少ないですが、保護者の利用意向が高く需要が高まることから、今後も既存の体制で事業を実施します。

なお、現在延長保育は実施していませんが、保護者のニーズを踏まえて検討していきます。

|            | 単位 | 実績値 |      |      |      |      |     | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|-----|------|------|------|------|-----|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1  | R2   | R3   | R4   | R5   | R6  | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  |     | 181  | 180  | 186  | 186  | 194 | 81         | 77 | 78 | 78  | 82  |
| ②実績または確保方策 |    | 1   | 12   | 6    | 7    | 11   | 194 | 81         | 77 | 78 | 78  | 82  |
| 過不足（②－①）   |    |     | -169 | -174 | -179 | -175 | 0   | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### （３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を用意し、健全な育成を図る事業です。

ニセコ町では、ニセコこども館を中心に放課後子ども教室とも連携した運営を行っています。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、今後利用児童が減少する見込みであり、学区ごとに既存の体制で事業を実施します。

|            | 単位 | 実績値 |    |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|-----|----|----|----|----|----|-----|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |     | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  |     | 78 | 81 | 81 | 80 | 80 |     | 80         | 80 | 78 | 76  | 71  |
| 1年生        |    |     | 18 | 21 | 21 | 26 | 20 |     | 24         | 24 | 20 | 21  | 18  |
| 2年生        |    |     | 20 | 21 | 21 | 18 | 24 |     | 23         | 23 | 24 | 21  | 22  |
| 3年生        |    |     | 27 | 26 | 26 | 22 | 23 |     | 20         | 20 | 22 | 22  | 18  |
| 4年生        |    |     | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |     | 10         | 9  | 9  | 9   | 10  |
| 5年生        |    |     | 2  | 2  | 2  | 2  | 2  |     | 2          | 2  | 2  | 2   | 2   |
| 6年生        |    |     | 1  | 1  | 1  | 2  | 1  |     | 1          | 2  | 1  | 1   | 1   |
| ②実績または確保方策 |    | 73  | 71 | 73 | 82 | 86 | 80 |     | 80         | 80 | 78 | 76  | 71  |
| 過不足（②-①）   |    |     | 7  | 8  | -1 | -6 | 0  |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### （４）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、保護者が疾病等の身体的・精神的・環境上の理由により児童を養育できない場合に一時的に子どもを預かる事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、令和4(2022)年度から子育て短期支援事業を開始していますが、現状利用実績はありません。保護者の利用意向は高く、今後需要の増加が見込まれることから、保護者のニーズに対応できる体制を確保します。

|            | 単位 | 実績値 |    |    |    |    |    | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|-----|----|----|----|----|----|-----|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |     | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人日 |     | -  | -  | 0  | 0  | 0  |     | 30         | 28 | 29 | 29  | 30  |
| ②実績または確保方策 |    |     | -  | -  | 0  | 0  | 0  |     | 30         | 28 | 29 | 29  | 30  |
| 過不足（②-①）   |    |     | -  | -  | 0  | 0  | 0  |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### （５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、今後も保健師がすべての対象世帯を訪問していきます。

|            | 単位 | 実績値 |    |    |    |    |    | 計画値                         | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|------------|----|-----|----|----|----|----|----|-----------------------------|------------|----|----|-----|-----|
|            |    | R1  | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |                             | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| ①量の見込み     | 人  |     | 38 | 40 | 42 | 42 | 43 |                             | 31         | 32 | 36 | 36  | 38  |
| ②実績または確保方策 |    | 51  | 40 | 35 | 33 | 21 | 43 | 【実施体制】保健師 3 名<br>【実施機関】ニセコ町 |            |    |    |     |     |
| 過不足（②－①）   |    |     | -2 | 5  | 9  | 21 | 0  | -                           | -          | -  | -  | -   |     |

### （６）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要だと判断した家庭に対し、保健師等の専門家が訪問し、養育に関する助言や指導・相談を行う事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、現状養育支援訪問事業を保健師３名で実施しており、今後も養育支援が必要だと判断したすべての対象世帯を訪問していきます。また、乳児家庭全戸訪問事業等による訪問の結果から、養育支援が必要だと判断した家庭を本事業につなげていきます。

### （７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、現在ニセコ町幼児センター「きらっと」で実施しています。今後も「きらっと」で継続して実施するとともに、遊び場の充実や多様な講座や行事を開催し、親子が気軽に集える居場所づくりを行います。

|            | 単位 | 実績値            |                |                |                |                |                | 計画値 | 計画値（第3期計画）     |                |                |                |                |
|------------|----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|            |    | R1             | R2             | R3             | R4             | R5             | R6             |     | R7             | R8             | R9             | R10            | R11            |
| ①量の見込み     | 人回 |                | 5,679          | 6,075          | 6,025          | 6,223          | 6,371          |     | 2,058          | 2,100          | 2,140          | 2,183          | 2,225          |
| ②実績または確保方策 |    | 3,954<br>(1カ所) | 1,706<br>(1カ所) | 2,275<br>(1カ所) | 2,146<br>(1カ所) | 1,998<br>(1カ所) | 6,371<br>(1カ所) |     | 2,058<br>(1カ所) | 2,100<br>(1カ所) | 2,140<br>(1カ所) | 2,183<br>(1カ所) | 2,225<br>(1カ所) |
| 過不足（②-①）   |    |                | 3,973          | 3,800          | 3,879          | 4,225          | 0              |     | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |

## （８）一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。

ニセコ町では、幼稚園在園児を対象とした①一時預かり事業（幼稚園型）は幼児センター（短時間型保育）、幼稚園在園児以外を対象とした②一時預かり事業（幼稚園型を除く）は地域子育て支援センター「おひさま」で実施しています。

### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、女性の就業率増加や保護者の利用意向が高いことから、今後のさらなる保護者のニーズに対応できるよう、適切な提供体制を確保していきます。

| ①一時預かり事業<br>（幼稚園型）    | 単位 | 実績値 |      |       |      |      |     | 計画値 | 計画値（第3期計画） |     |     |     |     |
|-----------------------|----|-----|------|-------|------|------|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|
|                       |    | R1  | R2   | R3    | R4   | R5   | R6  |     | R7         | R8  | R9  | R10 | R11 |
| ①量の見込み                | 人日 |     | 760  | 708   | 760  | 731  | 778 |     | 263        | 235 | 211 | 202 | 206 |
| ②実績または確保方策            |    | 615 | 383  | 528   | 312  | 195  | 778 |     | 263        | 235 | 211 | 202 | 206 |
| 過不足（②-①）              |    |     | -377 | -180  | -448 | -536 | 0   |     | 0          | 0   | 0   | 0   | 0   |
| ②一時預かり事業<br>（幼稚園型を除く） | 単位 | 実績値 |      |       |      |      |     | 計画値 | 計画値（第3期計画） |     |     |     |     |
|                       |    | R1  | R2   | R3    | R4   | R5   | R6  |     | R7         | R8  | R9  | R10 | R11 |
| ①量の見込み                | 人日 |     | 622  | 619   | 639  | 637  | 665 |     | 827        | 788 | 798 | 802 | 837 |
| ②実績または確保方策            |    | 899 | 750  | 1,035 | 978  | 849  | 665 |     | 827        | 788 | 798 | 802 | 837 |
| 過不足（②-①）              |    |     | 128  | 416   | 339  | 212  | 0   |     | 0          | 0   | 0   | 0   | 0   |

## （９）病児保育事業（病後児保育）

病児保育事業は、病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童について、病院・保育所等に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、町の事業としては現状実施していませんが、保護者からの利用意向は高く、国の財政支援状況や医療機関との連携、看護師等の配置などを総合的に判断して検討を進めます。また、病児保育事業を実施している NPO 法人・団体等と連携するなど、既存の社会資源を活用することで適切な提供体制を確保できるよう努めます。

### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）は、乳幼児や小学生の子どもがいる家庭を対象とし、子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いがしたい人（協力会員）との相互援助活動を行う事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、令和 4(2022)年度からファミリーサポートセンター事業を開始しており、利用会員・協力会員・両方会員が徐々に増えています。今後も保護者が必要な時に子育てのサポートが受けられるよう、事業の周知や協力会員の養成研修会を開催して、登録会員の増加及び協力会員の資質向上を図ります。

|     |            | 単位 | 実績値                            |    |    |     |     | 計画値 | 計画値（第3期計画） |    |    |     |     |
|-----|------------|----|--------------------------------|----|----|-----|-----|-----|------------|----|----|-----|-----|
|     |            |    | R1                             | R2 | R3 | R4  | R5  | R6  | R7         | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 低学年 | ①量の見込み     | 人日 |                                | -  | -  | 0   | 0   | 0   | 84         | 86 | 82 | 79  | 72  |
|     | ②実績または確保方策 |    | -                              | -  | -  | 48  | 66  | 0   | 84         | 86 | 82 | 79  | 72  |
|     | 過不足（②-①）   |    |                                | -  | -  | -48 | -66 | 0   | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 高学年 | ①量の見込み     | 人日 | 上記、令和4年度及び令和5年度の実績値は低学年・高学年の合計 |    |    |     |     |     | 93         | 92 | 87 | 86  | 88  |
|     | ②実績または確保方策 |    |                                |    |    |     |     |     | 93         | 92 | 87 | 86  | 88  |
|     | 過不足（②-①）   |    |                                |    |    |     |     |     | 0          | 0  | 0  | 0   | 0   |

### (11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に、医療機関等で行われる健診の受診票を交付し、妊婦健康診査の費用を補助する事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

ニセコ町では、今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に交付し、適切な時期に必要な検査を受けられるよう受診を推奨していきます。また、里帰り出産など、ニセコ町外での健診については、別途申請により公費負担をします。

|        | 単位 | R7                                                                                             | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|-----|
| ①量の見込み | 人  | 31                                                                                             | 32 | 36 | 36  | 38  |
| ②確保方策  |    | 【実施場所】北海道内各医療機関<br>【実施体制】各医療機関に委託<br>【実施時期】通年<br>【実施項目】国が定める基本的な妊婦健康診査項目。北海道外での健診については別途申請にて受付 |    |    |     |     |

#### **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案し、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、行事への参加費用等を助成する事業です。

##### **【量の見込み・確保方策】**

ニセコ町では現状実施していませんが、今後の保護者のニーズ等を踏まえて事業実施の可能性を検討していきます。

#### **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

##### **【量の見込み・確保方策】**

ニセコ町では現状実施していませんが、今後実施を検討していきます。

#### **(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規事業】**

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭を訪問支援員が訪問し、家事、育児などの支援や子育ての相談・情報提供を行う事業です。

##### **【量の見込み・確保方策】**

令和 6(2024)年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であり、今後実施を検討していきます。

#### **(15) 児童育成支援拠点事業【新規事業】**

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる拠点を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談や支援等を行う事業です。

##### **【量の見込み・確保方策】**

令和 6(2024)年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であり、今後実施を検討していきます。

#### **(16) 親子関係形成支援事業【新規事業】**

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者・児童に対し、ペアレントトレーニング等を通し、児童の心身の発達状況に応じた情報提供、相談や助言等の支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

##### **【量の見込み・確保方策】**

令和 6(2024)年 4 月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であり、今後実施を検討していきます。

### (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規事業】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労要件などを問わず、保育所や幼稚園に通っていない生後 6 カ月以上 3 歳未満の児童が保育所等を利用できる事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

令和 6 (2024) 年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正により新たに創設された事業で、ニセコ町では、未就園児の育ちを支援し、子育て家庭を支援するため、保護者のニーズや運用上の課題等を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施を検討していきます。

|     |        | 単位 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
|-----|--------|----|----|----|----|-----|-----|
| 0歳児 | ①量の見込み | 人日 | -  | 28 | 32 | 32  | 31  |
|     | ②確保方策  |    | -  | 28 | 32 | 32  | 31  |
| 1歳児 | ①量の見込み |    | -  | 34 | 44 | 41  | 37  |
|     | ②確保方策  |    | -  | 34 | 44 | 41  | 37  |
| 2歳児 | ①量の見込み |    | -  | 17 | 21 | 28  | 34  |
|     | ②確保方策  |    | -  | 17 | 21 | 28  | 34  |

### (18) 産後ケア事業【新規事業】

産後ケア事業は、産後に家庭等から十分な家事や育児などの支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方などに対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

産後ケア事業は、令和 3 (2021) 年度から市町村の努力義務とされ、令和 6 (2024) 年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正により地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。ニセコ町では、産後 1 年未満の母子を対象とし、助産師が自宅を訪問して母子のケアや授乳指導、育児相談を既に行っており、今後も継続して実施していきます。

|        | 単位 | R7           | R8 | R9 | R10 | R11 |
|--------|----|--------------|----|----|-----|-----|
| ①量の見込み | 人日 | 21           | 21 | 24 | 24  | 25  |
| ②確保方策  |    | 【実施体制】助産院に委託 |    |    |     |     |

### (19) 妊婦等包括相談支援事業【新規事業】

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

#### 【量の見込み・確保方策】

令和 6 (2024) 年 6 月に子ども・子育て支援法の一部改正により新たに創設された事業であり、今後実施を検討していきます。

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

ニセコ町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、町はもとより、町内外の行政機関、サービス事業者、地域組織・団体、企業、町民等を含めた関係者・機関が連携し、地域全体で子育てを行います。

### 2. 進捗状況の管理

本計画の推進にあたっては、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等の実施状況を定期的に点検し、計画の進捗状況を評価します。また、評価結果については、ニセコ町子ども子育て会議へ報告し、意見を聴くとともに、必要に応じて計画の見直しを検討します。